

新潟県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第47号**

新潟県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県歯科技工士法施行細則（平成13年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別記</b> <b>第1号様式（第3条関係）</b> 歯科技工所開設届 (略)				<b>別記</b> <b>第1号様式（第3条関係）</b> 歯科技工所開設届 (略)			
(略)				(略)			
構造設備の概要	歯科技工室	(略)		歯科技工室	(略)		
		廃棄物等の処理設備			廃棄物等の処理設備		
	個人情報の適切な管理のための特段の措置			個人情報の適切な管理のための特段の措置			
注 1 <u>業務に従事する者の氏名の欄は、当該者が開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充填物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、当該者の連絡可能な電話番号及びそれらの業務を行う場所（自宅以外の場所において主にそれらの業務を行う場合にあつては、場所及びその住所）を併記すること。</u>							
注 2 <u>廃棄物等の処理設備の欄は、廃棄物等の処理を委託している場合は、その旨を記載すること。</u>							
注 3 <u>個人情報の適切な管理のための特段の措置の欄は、業務に従事する者が開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充填物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合に記載すること。</u>							
(略)				注 <u>廃棄物等の処理設備の欄は、廃棄物等の処理を委託している場合は、その旨を記載すること。</u> (略)			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。